

議案第71号

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子ども医療費助成事業の対象者の範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(福岡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「12歳」を「15歳」に改める。

(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) ひとり親家庭の父又は母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)

第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は同条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童を扶養しているものをいう。

第2条第3号中「(明治29年法律第89号)」を削る。

第5条第2項中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条中福岡市ひとり親家庭等

医療費助成条例第2条第2号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の福岡市子ども医療費助成条例（以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。）及び第2条の規定による改正後の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例（以下「改正後のひとり親家庭等医療費助成条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(施行日前における対象者の認定等)

- 3 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の児童（改正後の子ども医療費助成条例第2条第2号に定める児童をいう。）の医療費の助成について、改正後の子ども医療費助成条例又は改正後のひとり親家庭等医療費助成条例の規定の例により対象者を認定し、又は対象者証を交付することができる。